

かすみがうら市 第4次男女共同参画計画

[2024 年度～ 2029 年度]

✦ 意識を変える 行動で変える みんなが変わる ✦
～みんなが幸せになるまちを目指して～ ✦

概要版

令和6年
かすみがうら市

かすみがうら市第4次男女共同参画計画について

●計画の目的●

本市では、平成31年に「かすみがうら市第3次男女共同参画計画」を策定し、「男女（ひととひと）共に生き ふれあい育む豊かなまち」を目指して、だれもがあらゆる分野に参画し、個々の個性や能力を発揮して、豊かな地域社会が形成されるよう、各施策に取り組んできました。

しかしながら、社会情勢に応じた新たな課題や、政治分野での男女共同参画など女性の参画拡大、女性や子育て世代が働きやすい環境整備、男女共同参画意識の啓発など、様々な課題に引き続き取り組んでいくことが求められているところです。

これらの課題に着実に取り組むとともに、これまで計画に掲げてきた目標の実現を目指し、新たに「かすみがうら市第4次男女共同参画計画」を策定するものとします。

●計画期間と位置づけ●

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市の男女共同参画社会形成の促進に関する施策の基本的な計画であり、DV対策の強化や女性の働く環境の整備に向けた取組等に対応した計画です。



●本市の課題●

主要課題

1. だれもが共に活躍できるまちの実現が求められている
2. だれもが安心して暮らすことができるまちの実現が求められている
3. だれもが自分らしく生きることができるまちの実現が求められている

当面の課題

あらゆる場面で市民の意識啓発を総合的に進めていくことが重要

●基本理念●

本計画においては、男女共同参画基本法に掲げる基本理念に基づき次の5つの基本理念掲げます。

男女の
人権の尊重

社会制度・
慣行への配慮、
多様な生き方の
選択

政策等の立案
及び決定への
共同参画

家庭生活に
おける活動と
他の活動との
両立

国際的な問題
(課題への対応)

● 目指す将来像 ●

これまでのかすみがうら市

本市では、2008年（平成20年）に「男女（ひととひと）共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を基本理念とした「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定し、社会潮流や新たな課題に対応するべく、見直しを重ねながら、様々な男女共同参画の取組を推進してきました。

これまでの様々な取組により審議会等の委員に占める女性比率が県平均を上回るなど、成果が実現しつつあるにも関わらず、多くの市民が「平等意識」を実感できないのはなぜでしょうか。

なぜ平等だと感じないのか

それは、日々の生活の中での小さな差別や偏見、自分自身も気づいていない固定観念や「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」があるからかもしれません。また、外部環境の変化にも要因があるかもしれません。予測困難な時代の中で、一人ひとりの違いを認識し、理解し合うことはなかなか難しい状況であり、暮らしの中で一人ひとりが感じる生きづらさを解消していかなければなりません。

そのためには、男女はもとより、すべての人々がよりよく生きる、より幸せに生きることができる社会をつくっていくことが大切です。

それは例えば、女性が様々な制限などを受けることなく能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できること、また、性別や国籍などにかかわらず一個人としての権利を尊重し合い、互いに高め合える環境であること、多様な声を社会の仕組みづくりに生かせる環境であることなどです。

幸せになる社会づくりのために

幸せに生きることができる社会づくりのためには、一人ひとりが意識を変革すること、すなわち「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」に気づくことが重要です。子どもの頃からの教育を強みとしつつ、子どもから大人まで、まち全体へ啓発し、「気づき」を促していくことが求められます。そのためには、かすみがうら市全体でサポートしていくことも大きな役割です。

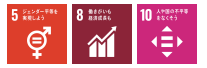
まずは、気づくことから、そして少しずつ意識を変えていくこと。さらに、一歩踏み出し、行動で変えていければ、ひとからひとへ伝播し、よりよいまちへと変わっていきます。

このような考えから、本計画では「目指す将来像」を以下のように定めます。

意識を変える 行動で変える みんなが変わる

～みんなが幸せになるまちを目指して～

基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画の推進



施策1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

まずは、「かすみがうら市役所」が積極的に女性の参画拡大に取り組むことが大切です。市役所が男女共同参画社会実現をけん引するためには、「かすみがうら市特定事業主行動計画」に基づき、職員を対象とした意識啓発研修の実施や、女性職員にキャリアアップに必要な職務経験を積ませて将来的に女性管理職比率の向上を図るなどの男女共同参画施策の推進が不可欠です。また、政策・方針決定の場への女性の参画拡大を図るため、審議会等の委員の選任の際に女性の参画を積極的に働きかけます。



目標指標

市職員管理職の女性割合の拡大
R5 6.0% ▶ R10 10.0%

施策2 だれもが働き続けることができる職場環境の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するには、働くことを希望するすべての人がその能力を十分に発揮し、やりがいや充実感を持って仕事を続けられる職場環境の整備が必要です。これまでの男性中心型労働慣行や固定的性別役割分担意識によって家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を改善するために、雇用する側もされる側も意識を変えていくことが重要です。

目標指標

職場における男女の地位が平等と
思う市民の割合の増加（アンケート）
R4 24.8% ▶ R10 50.0%

基本目標2 男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現



施策1 あらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。暴力の当事者とならないための教育や、暴力を許さない地域づくりに向けた啓発を推進します。また、だれもが相談しやすい体制づくりと、被害の潜在化の防止に重点をおき、本市の相談体制の強化と相談対応の質の向上を図ります。さらに、関係行政機関や医療機関、弁護士、民間支援団体等との更なる官民連携強化により、被害者支援の拡充を図ります。



目標指標

パープルリボン運動の
活動参加者数の拡大
R4 50人/年 ▶ R10 1,000人/年

施策2 安全な暮らしへの環境整備

だれもが地域の中で安全な暮らしを享受できるよう、生活困窮者やひとり親家庭等への支援が行き届き、高齢者・障害者・外国人・性的マイノリティが差別されることなく暮らせる環境づくりを目指します。また、生涯を通じた男女の健康支援の充実を目指すとともに、セクシュアルハラスメント被害のない社会づくりに取り組んでいきます。

目標指標

子宮がん・乳がん検診受診率の向上
子宮がん
R4 9.5% ▶ R10 15.0%
乳がん
R4 11.7% ▶ R10 15.0%

施策3 地域防災における女性の参画推進

防災現場における女性の参画拡大や女性消防団の活動の拡大を図ります。また、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の活用や、各種イベントを通して、防災意識の啓発を図ります。さらに、防災に係る意思決定に女性が関わるために、

目標指標

防災会議委員の女性割合の拡大
R4 20.7% ▶ R10 25.0%

4 防災会議への女性委員の登用や女性の視点を取り入れた計画策定などに取り組みます。

施策3 男女共同参画における子育て・介護支援体制の充実

3

夫婦共働き世帯は年々増加しており、平成9年以降は夫が働き、妻は専業主婦の世帯を上回っている状況です。そのような中、未だに家事や育児、介護の多くを女性が担っている現状があります。女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を実現するために、多様な選択を可能にする育児や介護の支援体制の充実を図っていきます。



目標指標

ファミリーサポートセンター
援助活動件数の増加

R5 20件 ▶ R10 40件

施策4 地域・家庭における男女共同参画の推進

4

男性だけでなく女性も固定的性別役割分担意識を解消することが重要です。核家族化が進み、女性の社会進出も増加している現在、男性も家族の一員であり家庭での役割を受け持たなくては家庭生活が維持できません。これまでの男性中心の働き方を見直し、希望する人が育児や介護のための休業を取得し、仕事と生活を両立していけるよう支援していきます。また、自治会、PTAなどの地域活動に男女共同参画の視点を取り入れるなど、男女の意識改革に努めます。

目標指標

市男性職員の育児休業取得率の拡大

R5 10.5% ▶ R10 25.0%

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備



施策1 意識啓発・参画機会の充実

1

一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが男女共同参画社会を実現する上では必要不可欠です。庁内における啓発を進め、男女共同参画を推進する体制を強化するとともに、市民に対しては意識啓発の機会の提供や情報発信を積極的に行うなど、だれもが幸せになるまちづくりに向けた各種取組の充実を図ります。

目標指標

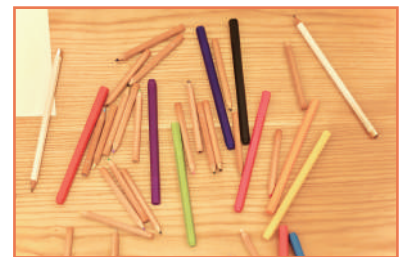
「男性は仕事、女性は家庭」の考え方に
同感しない市民割合の増加 (アンケート)

R4 76.6% ▶ R10 80.0%以上

施策2 教育・学習機会の充実

2

学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習は、男女共同参画について正しく理解するために大きな役割を担っています。特に「男性は仕事、女性は家庭」などの様々な固定観念は幼少期から育まれるため、子どもの頃からの男女平等の視点に立った教育を推進していくことが重要であり、その担い手である教職員の意識醸成も重要です。また、だれもが生涯にわたり、多様な学びや働き方、生き方を選んでいけるよう、学習機会の充実を図ります。



目標指標

将来だれもが平等に職業を選択できると
考える生徒の割合の増加 (アンケート)

R4 40.8% ▶ R10 50.0%以上

施策3 人権尊重・国際的協調の推進

3

「誰一人取り残さない」社会の実現はSDGsの原則であり、障害の有無や外国籍、性的マイノリティに関することなどへの正しい知識を取得し、多様性を尊重し合う意識の醸成が求められています。また、男女共同参画を推進する上では国際社会と共に歩み、国際的な視点を持つことが重要です。G7やG20、APEC、OECD等の国際会議での動き、SDGs(ジェンダー平等と女性の能力強化)やGGI、ジェンダー主流化等の国際的潮流を捉え、本市においても男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

目標指標

ダイバーシティ(多様性)の用語の
認知度の向上 (アンケート)

R4 62.2% ▶ R10 70.0%



～あらゆる場面で
市民への意識啓発を進めていくために～

シンポジウムの実施

市民への「男女共同参画」の啓発活動の第一歩として、令和5年2月12日（日）に千代田公民館講堂において、シンポジウムを開催しました。

シンポジウムは2部構成で開催し、第1部は講師の長田准教授による基調講演を行いました。

第1部 基調講演

すべての人々のよりよく生きる《well-being》を求めて
—男女共同参画社会とは何か—

講師：長田華子氏（茨城大学准教授）



男女共同参画社会とは何か？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」

「男女共同参画社会基本法」第2条1項の定義

▶男女共同参画社会とは、ジェンダーに縛られず、個性と能力を存分に発揮して輝く社会とも言える。

なぜ男女共同参画を進めないといけないのか？

日本は「人々にとってとにかく生きづらい社会」

▶日本社会の課題の解決策として有効と考えられるのは「男女共同参画社会の実現」で、性別による偏りのない社会のシステムを構築できるかがキーポイントとなる。

日本が世界から遅れて「経済」と「政治」の分野での格差が縮まらない理由は2つ。

- ①アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）
- ②日本社会にある仕組み自体の問題

▶社会や家族モデルが変化し、これまでの制度と慣行が機能しなくなってきている現在、様々な制度・慣行を性別に偏りのないまま「変換」していくことが重要で、これこそが男女共同参画社会の中核になる。

男女共同参画を進めると、どんないいことがあるのか？

- ・性別だけではなく、人種、民族、障害の有無、年齢などにとらわれず多様な声が生かされる。だれもが能力を発揮できる社会が実現できれば、地域や社会の持続可能な発展に繋がる。
- ・人口流出、少子高齢化、担い手不足、地元文化を継承する人材不足などが本市の課題である。
- ・若い女性が大都市圏へ流出している理由には、進学や就職だけでなく、地元の文化、閉鎖的な価値観、慣習に対する窮屈さから逃れたいという思いもある。

これらの課題を解決する鍵は男女共同参画の推進。

▶若い女性に対して、安心して暮らすための十分な所得とやりがいがある仕事を、そして、家族を形成しやすく、暮らしやすい「女性にとって魅力的な地域」づくりを行うことが、かすみがうら市の課題解決へ繋がる。

第2部 パネルディスカッション

第2部では、市長とかすみがうら市で活躍している女性によるパネルディスカッションを実施しました。

ご自身の活動を通して男女共同参画について感じることや、地元の女性の抱える問題、価値観や慣習、かすみがうら市の現状などについて、様々な視点で意見を交換いただきました。



チェックボードイベント

会場内では、参加型のチェックボードイベントを同時開催しました。DV・デートDVチェックボード、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）チェックボード、シンポジウムの感想ボード等を設置し、市民の皆様にご参加いただきました。



■アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）チェックボード集計結果

A 職場に関すること	そう思う	そう 思わない
①仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低い	0	21
②男性なら残業や休日出勤するのは当たり前だ	①	19
③組織のリーダーは男性の方が向いている	0	20
④女性の上司には抵抗がある	0	22
⑤同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ	0	22
⑥育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	④	18
⑦女性は正規雇用にとこだわらなくともよい	②	21
⑧女性社員の昇格や管理職への登用のための特別な教育・訓練は必要ない	①	21
⑨大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	0	21
⑩事務作業などの簡単な仕事は女性がするべきだ	0	19

○：肯定的な回答（そう思う）があった項目

B 家庭に関すること	そう思う	そう 思わない
①親戚や地域の会合で食事の準備や配膳をするのは女性の役割だ	0	23
②女性に理系の進路（学校・職業）は向いていない	0	22
③男性は人前で泣くべきではない	0	22
④女性には女性らしい感性があるものだ	④	17
⑤PTAには、女性が参加するべきだ	②	21
⑥実の親、義理の親に関わらず、親の介護は女性がするべきだ	①	22
⑦男性は結婚して家庭をもって一人前だ	②	19
⑧家事・育児は女性がするべきだ	0	23
⑨共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	0	21
⑩女性は感情的になりやすい	⑤	16
⑪男性は仕事をして家計を支えるべきだ	④	16
⑫女性には高い学歴やキャリアは必要ない	0	22
⑬自治会や町内会の重要な役職は男性が担うべきだ	①	21

職員セミナーの実施

まずは市職員から意識啓発を進めていくことを目的に、職員に向けた「男女共同参画」の啓発として、令和5年2月28日（火）に職員セミナーを開催しました。

若手職員を対象としたセミナーでは、多様性理解の促進として「ダイバーシティ」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」に関する研修、係長級以上の職員を対象としたセミナーでは、多様な視点を持つ管理職育成として「ダイバーシティ」の観点からのマネジメント研修を実施しました。



これらの取組を第一歩として、今後も市民への意識啓発を進めます。

男女共同参画のキーワード

●アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

無意識に持っている、偏見や思い込みのことです。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与えることもあります。

これらの偏見などは社会全体や生活に影響を与える場合もあり、職場や家庭など、身近なところにおける無意識の思い込みに気づくこと、そして解消していくことが重要です。

●ダイバーシティ（多様性）

「多様性」を指し、性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観、ライフスタイルなどのあらゆる違いを受け入れ、共存している状態のことを言います。

（※ダイバーシティ&インクルージョン（包摂）とも言います。）



●DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称で、夫婦や恋人など親密な関係にある間柄で行使される暴力のことです。

また、若年層のカップルの間で起こる暴力のことをデートDVと言います。

被害にあった場合や、相談をしたいことがある場合は二次元コードからアクセスし、「DV相談+」にご連絡ください。



●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことを言います。



●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活を調和させることを言います。

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、

「就労による経済的自立が可能」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる」、「多様な働き方・生き方が選択できる」社会であるとされており、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指していくことが重要です。（参考：内閣府 男女共同参画局）

●性的マイノリティ

性的マイノリティはレズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）などの性的少数者を表す言葉です。

茨城県では、性的マイノリティへの支援として、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しています。詳しくは二次元コードからアクセスしてください。



●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーと言います。



●SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。（参考：外務省）



かすみがうら市第4次男女共同参画計画【概要版】

発行：令和6年3月

発行者：かすみがうら市 市民部 地域コミュニティ課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田 562 TEL: 029-897-1111 / FAX: 029-897-1269